

## <審議の概要>

(※委員の紹介など、審議に直接関係のない部分を一部、省略しております。)

(開 会)

【会長】： ただいまから令和2年度第3回福岡市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、座席の間隔を空けて着席いただくなど、通常とは異なる配席にて審議会を開催いたします。

また、本審議会に出席する方はマスクの着用をお願いいたします。

審議会は1時間に1度を目安に換気を行うこととし、各案件ごとに事務局の説明者の入替えを行う予定です。

委員及び説明者の皆様には、簡潔に質疑応答をお願いするとともに、本審議会のスムーズな運営にご協力をお願いいたします。

それでは、本日の出席者数について事務局から報告をお願いいたします。

【都市計画課長】： 事務局をしております都市計画課長の西大西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の出席者数でございますが、20名であり、福岡市都市計画審議会条例第6条第2項に基づき、総数27名の2分の1以上に達しましたので、審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、今回新しく委員にご就任いただいた方をご紹介します。

4号委員といたしまして、萩原委員がご就任されておりますが、本日は所用で欠席されております。

【会長】： 次に、会議録の関係ですが、前回の令和2年度第2回の会議録につきましては、事務局で作成し、委員の皆様へ送付しておりました。会長及び署名委員の確認の上、会議録として確定いたしましたので、ご報告申し上げます。

今回の会議録の署名委員につきましては、福岡市都市計画審議会運営要綱第7条第3項の規定に基づいて、1号委員から【委員】、2号委員から【委員】を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、会議録につきましては、福岡市情報公開条例第7条の各号にある非公開情報の部分を除き、公開するものとなっております。委員の名前を省いた形で市のホームページに掲載いたします。

本日の審議について、5名の方より傍聴の申出がありましたので、福岡市都市計画審議会運営要綱第5条第1項の規定に基づいて、これを許可することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】： ありがとうございます。それでは、傍聴者の入室を認めます。

(傍聴者入室)

【会長】： それでは、議案審議に入ります。

本日の議案といたしましては、「区域区分の変更」、「用途地域の変更」、「臨港地区の変更」、「下水道の変更」、「地区計画の決定」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」であります。市長から諮問がありましたので、ご審議をお願いいたします。

それでは、本日の資料に基づいて事務局の説明をお願いします。

【都市計画課長】： 事務局でございます。

まず、本日お配りしております資料につきましてご説明いたします。

上から、会議次第、委員名簿、座席表、これは案件ごとの3枚をおつけしております。そして、都市計画案の縦覧結果について、冊子といたしまして、議案書、福岡広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）、議案参考資料をお配りしております。

本日の資料は以上でございますが、不足はございませんでしょうか。不足等ありましたら、お近くの職員までお知らせいただけたらと思います。

【会長】： それでは、議案第10号「区域区分の変更」、議案第11号「用途地域の変更」、議案第12号「臨港地区の変更」及び議案第13号「下水道の変更」につきましては、アイランドシティ地区に関連する内容ですので、一括での説明を事務局をお願いします。

(諮問事項の説明)

【都市計画課長】： 都市計画課長でございます。

議案第10号「福岡広域都市計画区域区分の変更」及び関連するものとして、議案第11号から議案第13号に上げております用途地域や臨港地区、下水道の変更については、アイランドシティ地区に関するものですので、一括してご説明いたします。

議案の1ページから23ページに法定図書を添付しておりますが、概要を別冊の議案参考資料にまとめておりますので、こちらの議案参考資料を用いてご説明させていただきます。

参考資料の1ページ、2ページをお願いいたします。

今回、区域区分の変更等を行いますアイランドシティ地区の位置をお示ししております。

次に、3ページをお願いいたします。

1、地区の概要についてでございますが、アイランドシティは第9次福岡

市基本計画において活力創造拠点に位置づけられ、アジア・世界とつながる最先端のコンテナターミナルと一体となった国際物流拠点の形成を目指し、整備が進められております。

今回、区域区分の変更等を行う区域は、博多港港湾計画において、国際海上コンテナ貨物等に係る業務施設の集積を図るエリアとして位置づけられております。

2、区域区分等の見直しについてですが、区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めるものです。

アイランドシティでは、事業進捗に応じて随時、市街化区域に編入を行っており、今回、平成30年に埋立竣工した区域について、市街化区域に編入するとともに、適切な土地利用の誘導を図るため、用途地域の指定を行うものでございます。

また、港湾空間として一体的な管理運営を図るため、臨港地区の指定を行うとともに、市街化区域編入に合わせて、生活環境の改善や公共用水域の水質保全等を図るため、公共下水道排水区域の指定を行うものでございます。

その下、左側には、第9次福岡市基本計画における都市空間構想図の抜粋を、右側には博多港港湾計画図における今回変更する位置を赤枠でお示ししております。

3、変更する都市計画についてですが、表にお示ししておりますとおり、約9.7haを対象に区域区分を市街化区域とし、用途地域は準工業地域、容積率200%、建ぺい率60%を指定するとともに、臨港地区、公共下水道排水区域を新たに定めるものでございます。

右側4ページをお願いいたします。

4、都市計画変更（案）の概要ですが、今回変更する区域を赤枠でお示ししております。

5、スケジュールでございますが、都市計画（案）の縦覧を1月4日から1月18日までの2週間実施したところ、縦覧者は16名で、意見書の提出はございませんでした。

本審議会の審議を経て、3月に決定の告示を行う予定としております。

次に、6ページをお願いいたします。

ここからは、先ほどご説明した都市計画の新旧対照をお示ししておりますが、6ページには市街化区域及び市街化調整区域を、そして、7ページから10ページには用途地域を、そして、12ページから14ページには臨港地区を、そして、16ページから18ページには下水道の新旧対照をお示ししております。

以上で議案第10号から13号のアイランドシティ地区に関するご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(諮問事項に関する質疑・意見等)

【会長】： ただいま事務局より説明がありましたが、議案第10号「区域区分の変更」、議案第11号「用途地域の変更」、議案第12号「臨港地区の変更」及び議案第13号「下水道の変更」につきましては、関連する内容でございますので、一括して審議したいと思います。

ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

【委員】： 今回該当地域についてですが、まず、工事の進捗がどうなっているのか、それが分かれば教えていただきたいのと、国際物流拠点としての位置づけをされていると思いますけれども、今、コロナ禍の下でもありますし、それ以前から拠点としての位置づけが揺らいできている経緯があると思いますが、とりわけコンテナ取扱量についての目標と実際の数値について現状をお示しいただきたいのと、130万TEUの目標が実現困難になっているとお聞きしておりますが、所見をお伺いしたいと思います。

また、市工区に関わるこれまでの税金投入と今後の新たな税金投入は幾らになるのか、港湾空港局の所管でしょうけれども、分かれば教えていただきたいと思います。

【計画課長】： まず、工事の進捗状況でございます。

今回、赤で囲んでいる臨港地区に指定するところにつきましては、コンテナターミナルの整備ということで、埋立てが終わった後に地盤改良等を経て、現在、舗装等の工事を行っております。

次に、コンテナ貨物量の目標値でございますが、港湾計画におきまして、2020年代後半を目標に130万TEUと設定しているところでございます。現在、令和元年のコンテナ取扱個数につきましては、96万TEUとなっております。

次に、目標値に対する現在の所見でございますが、2020年代後半を目標に130万TEUとしており、それを達成するためには年間約4.4%程度の伸びが必要になります。しかしながら、過去10年間で申しますと約2.8%の伸び、過去5年間で申しますと約2.4%の伸びとなっております。目標値達成に必要な伸び率約4.4%と比較しますと厳しい状況にあると認識しております。

【事業管理課長】： 続きまして、福岡市の事業費につきましては、令和元年度までの累計で2,127億円、平成21年度の事業計画では総事業費を2,591億円と計画しておりますので、今後の事業費につきましては464億円の見込みでございます。

【委員】： 今お話があったように、当初掲げた物流拠点としての位置づけに基づく目標値が現状ではなかなか厳しい状況になっているということですが、新たな

土地の造成が既になされて、今、舗装段階に入っているということでありました。

いわば右肩上がりでずっと伸びていくという計画をされていたわけですが、ここに陰りが見えて、陰りどころか、このコロナで決定的に物流の動きが今後不透明になって、130万TEUという目標は実質ないものとなったということではないかと思うんですね。

こういう中で新たな臨港地区に指定がされていく。そして、今後もまだ460億円余が投入されていく。当初から申し上げておりますけど、この事業そのものが実質破綻をしてきていて、そして、今後も進めるというのは、これは無駄な税金投入になるのではないか。やはり現状をよく見据えて、立ち止まるべきは立ち止まる。これは都心開発のところでも繰り返し申し上げてきていますが、計画はあるにしても、やはりこのコロナの下でこれまでのまちづくりや税金投入の在り方、計画どおり進めていいのかどうかというのは、冷静に立ち止まって判断する必要があると思います。

今回、新たな計画をこの審議会で認定していくというための議論なわけですが、私はこれについては不要不急の開発であり、新たな土地の都市計画の決定ということも、現実の動向からすると必要ないものであると言わざるを得ないと思います。意見に代えさせていただきます。

【会長】： ほかにいかがでしょうか。

それでは、ご異議のある方がいらっしゃるようですので、採決に入りたいと思います。

議案第10号から第13号につきましては、関連する内容ですので、一括での採決をしたいと思います。

申し訳ありませんが、傍聴者の方は退室をお願いいたします。

(傍聴者退室)

【会長】： それでは、議案第10号から13号につきまして賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【会長】： 賛成多数ということで承認いたしました。

(傍聴者入室)

【会長】： 傍聴者の方にお知らせいたします。議案第10号から13号につきましては、原案のとおり承認いたしましたので、お知らせいたします。

それでは、ここで換気を行います。この間に説明者の入替えをしていただ

きます。

(休憩 午後 2 時19分)

(再開 午後 2 時21分)

【会長】： 次に議案第14号「地区計画の決定」についての説明を受けたいと思います。  
事務局から説明をお願いします。

(諮問事項の説明)

【都心創生課長】： 都心創生課長でございます。

それでは、議案第14号「福岡広域都市計画地区計画の決定」についてご説明いたします。

議案の25ページから33ページに法定図書を添付しておりますが、概要は別冊の議案参考資料にまとめておりますので、参考資料で説明させていただきます。

それでは、議案参考資料の21、22ページをお願いいたします。

資料21ページの左上をお願いします。

1、地区の概要でございますが、今回の計画地は右側の地図に赤色で着色した天神一丁目地区の区域でございます。

当地区は、天神地下街や鉄道駅に近接し、渡辺通りや国体道路に接する多くの人々が行き交う地区でございます。

今回、都心部の機能強化や立体的な歩行者ネットワークの創出などをまちづくりの目標とするとともに、広場、通路の設置など具体的なまちづくりのルールを定める地区計画について地権者間で検討し、取りまとめられたことから、都市計画の手続を進めているものでございます。

右側の地図の赤色で着色した区域がまちづくりの目標や方針を定める地区計画の区域約2.3haでございます。このうち、赤色の点線で囲んだ区域が具体的なまちづくりのルールを定める地区整備計画の区域約1.3haでございます。

用途地域は商業地域、容積率、建ぺい率はそれぞれ800%、80%となっております。

次に、資料の右側、3、まちづくりの方向性をご覧ください。

主なまちづくりの取り組みの概要を示しております。

下に取り組みのイメージ図を添付しておりますが、図の左側がイムズの街区、図の右側がツインビルの街区でございます。

この中で赤色の引き出し線で示している部分が地上部の取り組み、青色の引き出し線で示している部分が地下部の取り組みでございます。

では、22ページの上に記載しております主なまちづくりの取り組みですが、まず、都心機能の強化については、オフィス機能の高度化や文化、情報発信

などの機能導入、感染症時代に対応した安全・安心なまちづくりなど国際競争力の強化の取り組みを誘導することとしております。

また、ゆとりある広場空間と快適な歩行者空間の創出といたしましては、黒丸印の必ず実施する取組が幾つかございます。

まず、1つ目が天神地下街と渡辺通り、ふれあい広場をつなぐ回遊性の高い地上地下広場の設置でございますが、イメージ図の手前側の天神地下街から接続する地下のゆとりある広場空間をそれぞれの街区に設けるとともに、図の中央部にて地区内を東西に通っております市道天神4号線の沿道に地上のゆとりある広場空間を設け、これらの広場を結ぶことで回遊性の高い立体的な地上地下広場を創出するものです。

また、2つ目の黒丸印の東西・南北の歩行者ネットワークを拡充する地下通路の設置でございますが、図の左側のイムズ側の街区で天神地下街から市役所方面に向かう東西の地下通路と、図の右側のツインビルの街区で天神4号線の地下を通るふれあい通り地下通路を起点としてパサージュ広場方面へ向かう南北の地下通路を設置するものです。

また、それぞれの地下通路の端部に地上地下をつなぐ立体広場を設置することとしております。

次の魅力あるまちなみの創出といたしましては、黒丸印の必ず実施する取り組みとして、壁面後退による、ゆとりある歩行者環境の形成を図るほか、沿道緑化なども誘導することとしており、そのほかにも星印にお示ししているような取り組みを誘導してまいります。

次に、資料の左下、2、地区整備計画の概要をご覧ください。

先ほどご説明したまちづくり取り組みを実現するため、ここにお示ししているように地区計画への位置づけを行ってまいります。

具体的な内容につきましては、左の表にあります主要な公共施設、地区施設と壁面の位置の制限をそれぞれ右の図のように定めることとしております。

また、その下、建築物等に関する事項の2つ目の丸印、建築物の容積率の最高限度につきましては、指定容積率800%に対し、先ほどご説明いたしました3、まちづくりの方向性の黒丸印である地上地下広場や地下通路、セットバックなどの必ず実施していただくまちづくり貢献を評価して、北エリア全体に対し、基本となる容積率を1,050%としております。

さらに、具体の建築計画において、資料の右側の星印で示しております取り組みに応じて最大300%、さらに天神ビッグバンの独自の容積率緩和制度でございます天神ビッグバンボーナスの認定を受けた建築物は最大50%、合わせて最大350%を加算できることとしており、容積率の上限は最大1,400%としております。

そのほか、記載のとおり、壁面の位置の制限等を定めることとしております。

最後に、資料右下のスケジュールでございますが、10月に都市計画原案の縦覧を行っており、47名の縦覧者があり、1通の意見書が提出されております。

す。参考として、原案に関する意見書の要旨を記載しております。

お示ししております都市計画案につきましては、12月に福岡市議会への報告の後、1月4日から1月18日まで2週間縦覧を行ったところ、縦覧者16名、意見書の提出はございませんでした。

今後は、本審議会での審議を経て、3月に決定の告示を行う予定となっております。

なお、参考資料24ページには地区計画の総括表をお示ししております。

以上で議案第14号の天神一丁目地区地区計画に関する説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(諮問事項に関する質疑・意見等)

【会長】： ただいま事務局から説明がありました議案第14号「地区計画の決定」について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

【委員】： 念のために確認をさせていただきますが、今、福岡市でコロナ対策をするとボーナスが出るというルールがあるかと思いますが、これが今回どのように絡んでいるのか、その辺の関係性について確認をさせてください。

【都心創生課長】： 新型コロナなどへの感染症対策でございますが、先ほどの参考資料22ページの3、まちづくりの方向性の一番上にございまして、都心機能の強化という項目がございます。こちらのオフィス機能の高度化や文化、情報発信などの機能導入による国際競争力の強化の項目において、新たに感染症対応の取り組みを評価することとしており、しっかりと誘導してまいります。容積率につきましては、取り組みに応じて評価を行うものでございます。

【委員】： それはきちんとこの中に盛り込まれているということですね。

【都心創生課長】： そのとおりでございます。

【委員】： どうもありがとうございました。

【会長】： よろしいでしょうか。  
ほかにいかがでしょうか。

【委員】： これまで決算特別委員会や12月議会での委員協議会などでもお尋ねもし、意見も述べてまいりましたが、基本、内容については当初の案から変更ない形で今回も出されておりますので、改めて幾つかお聞きしたいと思います。  
まず、財政的な面でこの地区も天神ビッグバンの一環として進められているわけですけれども、これまで天神ビッグバンの関連事業で投入された額、

そして、今回出されている新たな地下道などについて、既に投入された公金と今後投入される額は幾らになるのかというのをお尋ねしたいと思います。

【都心創生課長】： 天神ビッグバンでございますが、更新時期を迎えたビルが多い天神地区において、規制緩和等を用いて、耐震性が高く、感染症時代にも対応したビルへの建て替えを促していくものでございます。こういった民間ビルの建て替えそのものに対して公費の投入を前提としているものではございません。

天神ビッグバンに関連した公共事業等は、幾つかの категорияがございまして、快適な公共空間を創出する、新たな雇用を創出する、公共交通の充実を図っていくといったような視点で取り組みを進めているものでございます。

そういった関連事業費につきましては、これまでの決算額ベースで申し上げますと、トータルで約45億円弱程度でございます。今後につきましては、適宜予算審議等を経ながら、必要な予算計上をしまいたいと考えております。

もう一つ、今回の地区計画において、何らかの公費の投入を想定しているかというお尋ねでございますが、今回、民間敷地内の地下部に歩行者通路等を予定しておりますが、民間敷地内にビルの建て替えと併せて整備されていくというものでございますので、市費の投入は想定しておりません。

【会長】： いかがでしょうか。

【委員】： 関連事業としては45億円弱というお話でした。これがどこまでを関連と見るのかというのがあります。この審議会でも以前付議されて、議論もしましたが、天神通線の延伸などの経費は過去の経費にはもちろんまだ含まれていないし、今後公費は投入しないと言われたが、これは民間ビルに関わるものではないということで別枠扱いされているようだが、60億円もの経費がかかるという説明があった。これもやはり天神地区のビッグバンの一環です。にぎわいをつくるということと、渡辺通りの渋滞解消というようなことで計画されているものが60億円あるわけです。

そうやって実際に次々と出てくるものが今の説明のように大変分かりにくいわけです。行政的にここは別ですからと言われても、それは市民から見たら新たな税金投入です。このようなものが今後も次々と出てくる可能性が高いと思います。既に福岡ビルの建て替えに伴って、地下通路が今建設中ですが、そういうものについても補助という形で公金が入っているでしょう。直接市が造るものじゃないから入りませんと言いつつも、民間が造るものに補助という形で入れていく。この補助という形で出された金額については、先ほどの金額に含まれているのかいないのかも含めて、金額を出していただけますか。

【都心創生課長】： 天神明治通り地区の地下通路は、地下鉄のコンコースと市役所地下の星の広場等を分かりやすいバリアフリー動線で結ぶ道路下の地下通路でございます。

隣接する民間ビルの建て替えに合わせて民間主体で整備を行っておりますが、非常に公共性の高い新たな地下歩行者ネットワークを構築するものであるため、国の補助制度等も活用しながら、補助を行っているものです。整備に対する補助は、国費も合わせまして8億円でございます。

なお、本補助金は関連事業費45億円の中に含まれております。

【委員】： そのような形で民間主導だと言いつつも、市費なり国費なり、住民が払った税金からそこに投入されているわけです。

私どもは天神一極集中になっているんじゃないかと申し上げているのですが、天神のにぎわいつくりとか、国際競争力云々と言えば、どんどん公金が入られる。一方では周辺地域で、これも度々申し上げますが、早良区でいえば南部の交通体系が相当貧弱になっていて、生活交通そのものが確保できにくいという状況になっている。ここに幾ら入っているかという、年間5,000万円ぐらいです。桁違いのものが天神、限られた地区にどんどん投入されている。この格差は何なのかという話です。

住民からすると、天神をそこまで開発することによって、それが市民の生活に満遍なく還元されるのかどうかという思いがあります。「私たちはもう天神とか行かんですもんね。」「あっちばかり頑張りよんしゃるけど。」そういう住民の疑問にどのように答えますか。今度のこの計画もまさにそうです。住民の目線であなた方は考えて、こういう計画を出しているのか。先ほど地権者がまとめたものと言われましたが、紛れもなく公金は投入されていく、住民説明はどうするのかということをお尋ねしたいと思います。

【都心創生課長】： 都心部のまちづくりの前提といたしまして、福岡市の都心部では様々な方、非常に多くの方の働く場となっております。都市圏全体を見渡しましても、従業員数や小売販売額も非常に大きい割合を占めているという状況で、住む人、働く人、訪れる人にとって非常に大事な場所と考えております。

このような都心部において、民間建築物の更新期を迎えたタイミングを捉え、民間の力を引き出しながら、耐震性が高く、感染症時代にも対応した安全・安心な都心のまちづくりも進めていくことで、都市全体の魅力を向上させることにつながっていくと考えているところでございます。

また、都心以外のまちづくりにおきましても、市の総合計画や都市計画マスタープランに基づき、都市機能の更新や、交通結節機能の強化など各拠点の特性に応じたまちづくりに取り組んでいるものでございます。

【委員】： 一極集中については、訪れる人や働く人にとって大事な場所だとおっしゃいました。まちづくりに取り組んでいると言われますが、実態はそうっておらず、訪れる人や働く人以外のところが置き去りにされている。

実際に投入されたものが満遍なく交通不便地などの地域にも還元されているのか。現状ではそうになっていません。今後も、今の進め方ではそれは見えない。福岡市が元気になるというのは、天神だけ見たらそうかもしれないが、160万人の市民が満遍なく元気な暮らしを保障できているのかというのは、やはり私は見るべきだと思いますので、こういう進め方は、しかも、コロナ禍の下ですから、先ほどあったコロナ対応をすればボーナスをつけるという形はいかがなものですか。

そういうものは、これからビルを更新するところではほとんどやるわけでしょう。コロナ対応の建築の在り方というのは天神に限ったものではないわけで、あれこれと優遇策をつけていくという言い訳にしかすぎないのかなと思っております。こういう形はやめるべきだと思っております。税金投入の観点から感じております。

それと、もう一つの観点ですけど、地球温暖化対策の問題で、福岡市もこれは温室効果ガスを減らすということで強調しておられますが、国が2050年までに実質ゼロを目指す。これを福岡市は10年前倒しして、2040年までにとおっしゃっていますが、天神地区でこの計画でやっていけば延べ床面積は間違いなく増えていくだろうと思うのですが、現状と天神ビッグバンを進めていった後の延べ床面積の対比は持っておられますか。

【都心創生課長】： 天神ビッグバンを打ち出したときに試算した数字でございますが、2024年までに、30棟のビルの建て替えを想定し、延べ床面積が約1.7倍という試算をしています。

【委員】： 1.7倍に延べ床が増えると。これは30棟の場合ですね。これが30棟にとどまらない、70棟だというようなことも言われているようですが、こうやって面積が増えていった場合に、福岡市の温暖化対策実行計画を見ると、いわゆる業務部門での温室効果ガスを、これは2013年に立てたようですが、2030年までに36%減らすと言っている。

計画を立てた当時は業務部門の二酸化炭素排出量が増加しているという問題意識を書いてありますが、今の説明によると、これがさらに1.7倍に増えていくということだから、これは温室効果ガスが天神地区で現状より増えていくということにならないのか、説明いただきたい。

【都心創生課長】： 温室効果ガスでございますが、ビルの建て替えに伴いまして床面積は増えていきますが、当然、新しく建築される建物の設備機器等は最新の

省エネに配慮されたものとなってまいります。

そういったところで、単純に1.7倍になるかということ、そういうことではないと考えておりますし、あわせて、まちづくりの中で緑化等もしっかりと誘導してまいりたいと考えております。

【委員】： 1.7倍に面積は増えるが、単純に温室効果ガスは増えません。いろいろ工夫しながら、今後ガスの排出量も抑制する建築になっていくからとおっしゃるが、そうしたら、総量は今より減るのですか。

福岡市は減らして、2040年までにゼロを目指すと言いながら、あなた方がこの大事な事業をやる場所では温室効果ガスは増えますよということでは、どこで減らしていくのかということになりますから、面積は増えるが、明らかに温室効果ガスは減らしていきますという数字上の根拠があるのでしたら示してください。

【都心創生課長】： 具体的な数字は持ち合わせておりませんが、地区計画の中でも、また、容積率の緩和制度の中でも、環境負荷の低減といった項目は非常に重要な項目でございます。まちづくりの中で環境負荷を低減していくような取り組みをしっかりと誘導してまいりたいと考えております。

【委員】： 温室効果ガスがどうなるかということには極力努力すると言われますが、具体的なものは示されていないわけです。掛け声だけではこれは進んでいかないです。各分野でやっぱり明確に減らし続けていかないと、達成しない期限と数値です。

今、国際的にも温暖化措置というのは重要な課題になっていますが、デカップリングという考え方が常識になっているようです。経済成長はするが、エネルギーの消費は減らすものでないといけない、と明確に分けていく。経済成長するから温室効果ガスも増えてしょうがないという考え方はおさらばして、成長は成長で必要だけれども、温室効果ガスは減らしていく。これを今求められているのが国際常識ですが、我が国の場合も、そして、福岡市の場合も残念ながら、そここのところが明確でない、曖昧となっています。

こういうところをグレタ・トゥーンベリさんなどは厳しく批判して、大人はいろいろカッコいいこと言っているが、やっていることは実効性が伴っていないということを今も厳しく批判しておられます。福岡市も残念ながら、その批判に当たるのが今進められてはしないかということをお危惧しています。

今、そういう建て替えが必要かどうかというのは、見解の相違があるのですが、それにしても本当に地球的な課題である温室効果ガスの抑制にこうやって責任持ちますということはやっぱり示さないと、環境局の所管だと

いって逃げたらいけないと思っております。所見があったらお伺いして終わりたいと思います。

【都市計画課長】： 環境に優しい都市づくりというところで、今、都心部の話が中心にありましたが、全市的な観点からしますと、例えば、公共交通への利用促進や、主要な拠点の交通結節機能の強化、あるいは既存建物の更新時における省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入、そして、緑の保全や創出といった観点から、都市の質と魅力の向上を目指しつつ、低炭素化を実現するための取り組みをすすめているところでございます。

引き続き、環境局とも連携して進めていきたいと考えております。

【会長】： ほかにいかがでしょうか。

それでは、ご異議のある方もいらっしゃるということですので、採決に入りたいと思います。

傍聴者の方は退室をお願いいたします。

(傍聴者退室)

【会長】： それでは、議案第14号について賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【会長】： 賛成多数ということで、承認いたしました。

(傍聴者入室)

【会長】： 傍聴者の方にお知らせいたします。議案第14号「地区計画の決定」につきましては、原案どおり承認いたしましたので、お知らせいたします。

それでは、ここで換気を行うとともに、この間に説明者の入替えを行います。事務局は交代をお願いします。

(休憩 午後2時51分)

(再開 午後2時53分)

【会長】： それでは、議案第15号「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」についての説明を受けたいと思います。

この案件につきましては、福岡県が定めるものでございますが、都市計画法第18条に基づきまして県より福岡市に対して意見聴取がなされております。

福岡市都市計画審議会条例施行規則において、福岡県が定める都市計画に対する本市の意見に関することについては、都市計画審議会に諮問することと規定されていることから、本審議会に付議するものでございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(諮問事項の説明)

【都市計画課長】： 都市計画課長でございます。

それでは、議案第15号「福岡広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更についてご説明いたします。

別冊で福岡広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案をつけておりますが、概要を議案参考資料にまとめておりますので、こちらの議案参考資料のほうでご説明させていただきます。

それでは、議案参考資料の25ページをお願いいたします。

1、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてでございますが、本方針は通称都市計画区域マスタープランと呼ばれておりまして、都道府県が市町村の区域を超える広域的見地から、人口、その他の現況及び推移などを勘案し、都市計画の基本的な方針を定める都市計画法に基づく計画でございます。

現行の計画は、平成29年1月に策定され、本市を含む10市5町で構成される福岡広域都市計画区域として、地形や日常生活圏等でまとまりのある市町を対象に一体的に定めております。

現在、福岡県において、当計画の見直しが検討されており、県から本市へ都市計画法第18条に基づく意見聴取がありましたので、都市計画審議会条例施行規則第2条に基づき都市計画審議会の意見を聞くものでございます。

26ページの上段をお願いいたします。

本方針と本市の都市計画との関係でございますが、図に記載しておりますとおり、本市の定める区域区分をはじめとする個別の都市計画は、今回福岡県が定める都市計画区域マスタープランをはじめ、本市の基本計画や都市計画マスタープランを踏まえ、定めることとなっております。

その下、主な記載内容でございますが、圏域の現状と課題、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、主要な都市計画の決定等の方針について定めております。そのうち、赤枠で囲った部分が今回の主な変更点でございます。

25ページの中段をお願いいたします。

2、見直しの視点でございますが、都市計画区域マスタープランは、平成16年5月に当初決定されて以降、国勢調査の結果等を踏まえ、定期的に見直しが実施されております。

今回は、平成27年に実施された国勢調査や社会状況の変化を踏まえ、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、下記に示す令和7年におけるお

むねの人口や文言等の時点修正が行われるものでございます。

3、スケジュールでございますが、本方針は県決定であるため、福岡県において令和2年12月に法定縦覧が行われるとともに、本市へ都市計画法第18条に基づく意見聴取がっております。本審議会での審議を経て、福岡県都市計画審議へ付議され、令和3年4月、福岡県において決定告示を行う予定と伺っております。

次に、27ページをお願いいたします。

ここからは、先ほどご説明した都市計画区域マスタープランの新旧対照表をお示ししておりますが、説明は割愛させていただきます。

以上で議案第15号「福岡広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(諮問事項に関する質疑・意見等)

【会長】： ただいま事務局より説明がありました議案第15号「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

【委員】： 参考資料25ページの見直しの視点のところ、今回は平成27年に実施をされた国勢調査に基づいてという記載がありますが、令和2年8月に原案ができて、令和3年4月から決定告示をするということで、少し時間が空いているところが気になるんですけれども、こうなっている事情をご説明いただければと思います。

【都市計画課長】： 参考資料25ページに平成27年の人口、そして、令和7年の人口と書いておりますが、これは福岡県で福岡広域都市計画区域の将来の人口を推計しているものです。平成27年の国勢調査の結果を踏まえて、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に将来推計を行っております。その将来推計を基に福岡県が都市計画区域の将来人口の推計を行っているものですから、どうしてもタイムラグが出るという状況でございます。

そういう意味で、現在、国勢調査が行われていますが、これまでも国勢調査の結果を踏まえて定期的に見直しているということですので、今後、令和2年の結果を踏まえて、適切なタイミングで見直されるものと認識しております。

【委員】： どうしてもタイムラグが生じるというご説明は理解できたんですけれども、一方で、参考資料27、28ページの新旧対照表を見ると、旧の人口のところ、

平成22年の目標年次としています。ここが約251万人という数字だったところが、新のほうを見ますと、既に現在の福岡都市圏人口が約259万人ということで、旧のときの予定よりもさらに増えているというようなことが起きていますので、さすがに平成27年のデータを基に令和3年というのでは、ちょっと心配があるなという気がいたしますので、特に今、人口が増えているときなので、増加ということの下に計画をつくるのは、増え方が多い少ないにせよ、増加に向けての計画なのでまだいいんですが、どこかで人口の増が止まる、あるいは減っていくというタイミングのときにずれが起きてしまうというのは少し心配されます。国勢調査は確定の数字なのでもちろんなんですが、それ以外のサブ指標として何がしか、特に福岡都市圏の人口推移というものを見れるようなことは、今後の計画づくりでは検討いただきたいなと思うところです。よろしければ、福岡県にそういったご意見が出せればなと期待をしますところでは。

【会長】： ありがとうございます。  
ほかにいかがでしょうか。

【委員】： 私からは1点だけ、参考資料25ページの3、スケジュールというところがありますけれども、令和2年12月に県から市への意見聴取があったということが書かれていますが、どのような意見を福岡市から福岡県に伝えたのかを教えていただければと思います。

【都市計画課長】： 今回の意見聴取に当たって、当都市計画審議会の意見を聞いて、その意見を踏まえて回答するというものでございます。現実的には、福岡県から都市計画区域マスタープランについては、令和2年2月に素案というものが示されておりまして、そのときに人口を中心とした時点修正だと伺っていますので、この計画の内容については、まちづくりの進展状況だとか、法律の文言の関係だとか、そういった部分について庁内で協議し、そして、それについて修正等を福岡県に依頼し、今回、福岡県が案としてまとめ、法定縦覧を行っているところでございます。

今回は、福岡市として意見を返すに当たって都市計画審議会にも意見を聞くことが福岡市都市計画審議会条例施行規則にうたっているものから、ご意見をお伺いしているというものでございます。

【委員】： 分かりました。基本的には数字と、先ほども時点修正ということで書かれていましたけれども、そこが基本になっているという考えでいいんですね。

【都市計画課長】： はい、そのとおりでございます。

【会長】： ほかにいかがでしょうか。

それでは、先ほど【委員】から将来人口の算定についてのご意見がございました。これに関して意見を付す必要があるというご提案でございましたが、この意見に関して事務局から説明はありますか。

【都市計画課長】： 人口推計に当たっては、福岡県が福岡広域都市計画区域の全体を対象に推計しているものでございます。先ほどご説明しましたが、国勢調査の結果、それに基づく公的な機関の将来推計、それを基にこの計画を立てるという流れでございますので、どうしてもタイムラグが出てしまうという状況でございます。

市としては、都市圏の人口は、まだ10年人口が増えるという状況ですので、当面この内容等で特に問題はないものと考えているところでございます。どうしてもそういう推計のタイムラグがあるというところをご理解いただけたらと思います。

【会長】： それでは、事務局からの今の説明を踏まえ、このご意見を本審議会の意見とするかどうかについて、ご判断いただければと思いますので、申し訳ありませんが、傍聴者の方は退室をお願いいたします。

(傍聴者退室)

【会長】： それでは、先ほどの【委員】のご意見、将来人口に関して最新のデータに基づき算定をお願いしますという趣旨のご意見について、本審議会の意見とすることにご賛同いただける委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【会長】： ありがとうございます。反対が多数でございますので、議案第15号につきましては、本審議会の意見として意見なしとさせていただきます。

(傍聴者入室)

【会長】： 傍聴者の方にお知らせいたします。議案第15号「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」につきましては、原案に対して意見なしといたしましたので、お知らせいたします。

以上で本日の審議会は終了させていただきます。

これより先は、進行を事務局にお返しいたします。

【都市計画課長】：事務局でございます。審議会の審議、ありがとうございました。

次回の令和3年度第1回福岡市都市計画審議会につきましては、令和3年8月に開催する予定といたしており、日程調整を5月下旬頃に行わせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして本日の審議会は終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(閉会 午後3時9分)